（前のページより続き）

〔国会事項〕
内閣　会計検査院
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
適格機関投資家、建設業の許可の取消処分、共同研究者の募集関係
裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他

省　令

○法務省令第二号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商業登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

商業登記規則の一部を改正する省令

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第五号中「金融整理管財人」の下に「若しくは同法第百二十六条の五第一項の預金保険機構」を加える。

附　則

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号の政令で定める日から施行する。

○財務省令第八号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百九十条第二項第一号中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」の下に「、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）」を、「第二百二十五条第二項から第四項まで」の下に「、預金保険法第百三十九条第二項」を加える。

第二百二十七条第一項第二号中「第二百十三条第一項から第四項まで」の下に「、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項」を加える。

別表第十北那覇の項中「字真嘉比、真嘉比二丁目、真嘉比三丁目」を「真嘉比一丁目から真嘉比三丁目まで」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。ただし、第百九十条の改正規定及び第二百二十七条の改正規定は、平成二十六年三月六日から施行する。

○経済産業省令第八号

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第一号）の施行に伴い、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「第一条の三第十三号」を「第一条の四第十三号」に改める。

第四条中「第一条の三第十四号」を「第一条の四第十四号」に、同条第二号イ中「第一条の三第一号」を「第一条の四第一号」に改める。

第十四条（見出しを含む。）中「第一条の六第十二号」を「第一条の七第十二号」に改める。

第十五条（見出しを含む。）中「第一条の六第十四号」を「第一条の七第十四号」に改める。

第十七条第三号中「第一条の六」を「第一条の七」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

○国土交通省令第十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の施行に伴い、国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第六条第七号の規定に基づき、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令

国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三条第一項第十三号」の下に「又は第十四号の二」を加える。

附　則

この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

○国土交通省令第十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）第三条第九号の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二　法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた同号に規定する料金の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るために国が機構に交付する補助金

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第十三号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十六条の二第二項第五号の規定に基づき、平成十年金融監督庁告示第十四号（保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号等の規定に基づく保険会社等の子会社が営むことができる業務から除かれる業務等）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年二月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条中「債務の保証のうち、」の下に「自らを子会社（法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする保険会社並びに当該保険会社及び自らを子会社とする保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。次条第七号において同じ。）の子会社、子法人等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）第十三条の五の二第三項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（令第十三条の五の二第四項に規定する関連法人等をいう。）による」を加え、「係る」を「関する」に改める。

第二条第七号中「（法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）及び「（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）」を削る。